一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千六十七号秋多都市計画河川事業第一号平井川

三　事業施行期間　自平成二年五月十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○北陸地方整備局告示第六十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号、二百四十九号及び三百四号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 金沢市大手町三二一番一から同市尾張町一丁目四二番一まで | 前 | 一七・七～二二・〇〇メートル | 〇・〇九七キロメートル |
| | 後 | 二二・〇〇メートル | 〇・〇九七キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

**○北陸地方整備局告示第六十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百五十九号、二百四十九号及び三百四号 | 金沢市大手町三四一番一から同市尾張町一丁目四三番一まで | 北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十七年三月二十九日

**○北陸地方整備局告示第七十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 村上市牧目字中澤四七一番一から同市牧目字中澤五三三番四まで | 前 | 八八・七五～一〇八・二五メートル | 〇・〇一九キロメートル |
| | 後 | 八八・七五～一〇八・二五メートル | 〇・〇一九キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

**○北陸地方整備局告示第七十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 七号 | 村上市牧目字中澤四四五番三から同市牧目字中澤四七一番一まで | 北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十七年三月二十七日

**○中部地方整備局告示第五十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 三重県桑名郡木曽岬町大字三崎五九八番三から同町大字三崎五七九番三まで | 前 | 二三・八七～二六・四一メートル | 〇〇・二〇二キロメートル |
| | 後 | 二三・八七～四五・二四メートル | 〇〇・二〇二キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

**○中部地方整備局告示第五十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　中部地方整備局長　八鍬　隆

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二十三号 | 三重県桑名郡木曽岬町大字三崎五九八番三から同町大字三崎五七九番三まで | 中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十七年三月二十七日

**○近畿地方整備局告示第六十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二十四号 | 奈良県磯城郡川西町大字結崎六三六番八から同郡田原本町大字十六面一七〇番一まで | 近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十七年三月二十八日十五時

**○近畿地方整備局告示第六十三号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務を廃止する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月二十七日　近畿地方整備局長　森　昌文